

# 中小企業等経営強化法に基づく 先端設備等導入計画の認定

堺市では、中小企業等経営強化法に基づき、中小企業者が策定する先端設備等導入計画の認定申請を受け付けています。先端設備等導入計画について本市の認定を受け、一定の要件を満たす場合、固定資産税の特例措置などの支援を受けることができます。堺市内の事業所で設備投資を行う予定の方は、是非ご活用ください。

## 認定の対象となる中小企業者

### ■ 中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する事業者

| 業種分類   |                        | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員数 |
|--------|------------------------|--------------|------------|
| 製造業その他 |                        | 3億円以下        | 300人以下     |
| 卸売業    |                        | 1億円以下        | 100人以下     |
| 小売業    |                        | 5千万円以下       | 50人以下      |
| サービス業  |                        | 5千万円以下       | 100人以下     |
| 政令指定業種 | ゴム製品製造業                | 3億円以下        | 900人以下     |
|        | ソフトウェア業又は<br>情報処理サービス業 | 3億円以下        | 300人以下     |
|        | 旅館業                    | 5千万円以下       | 200人以下     |

※企業組合、協業組合、事業協同組合等も対象となります。詳しくは堺市 HP「中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定について」をご確認ください。

## 認定の主な要件

| 要件       | 内容  |
|----------|---|
| 計画期間     | 3年間、4年間又は5年間  |
| 労働生産性    | 基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年率3%以上向上<br><b>■労働生産性の計算式</b><br>$\frac{\text{（営業利益＋人件費＋減価償却費）}}{\text{労働投入量（※1）}}$ ※1 労働者数又は労働者数×一人あたりの年間就業時間数                               |
| 先端設備等の種類 | 堺市内において、生産、販売活動等の用に直接供される下記設備<br><b>■減価償却資産等の種類</b><br>機械及び装置、測定工具及び検査工具、器具及び備品、<br>建物附属設備、ソフトウェア   |
| 計画内容     | <ul style="list-style-type: none"> <li>堺市の導入促進基本計画に適合するものであること。</li> <li>先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。</li> <li>認定経営革新等支援機関（商工会議所等）において事前確認を行った計画であること。</li> </ul> |

**(注)先端設備等の取得日より前に、先端設備等導入計画の認定を受ける必要があります。**

## 認定を受けた中小企業者への支援

### ■固定資産税の特例措置

一定の要件を満たす場合、認定計画に基づき取得した先端設備等の固定資産税を軽減する特例措置が適用されます。詳しくは「先端設備等導入計画の認定を受けた設備等に対する固定資産税の特例について」をご覧ください。

(注) 固定資産税の特例措置の対象となるのは、認定計画に基づき令和9年3月31日までに取得した先端設備等になります。

### ■資金調達の支援

認定計画の実行にあたっての資金調達について、信用保証協会の追加保証や保証枠の拡大を受けられる場合があります。詳しくは各信用保証協会にてご確認ください。

## 認定申請の手続き

### ■認定申請に必要な書類

<新規認定申請に必要な書類>

以下①～⑤(固定資産税の特例(償却資産)の届出を行う先端設備等は①～⑦)をご提出ください。また、所有権移転外リース契約により設備を導入される場合は⑧⑨をあわせてご提出ください。

- ①先端設備等導入計画に係る認定申請書
- ②先端設備等導入計画に係る確認書(認定支援機関確認書)
- ③堺市暴力団排除条例に係る誓約書
- ④先端設備等導入計画に係る担当者連絡先シート
- ⑤返信用封筒
- ⑥先端設備等に係る投資計画に関する確認書(認定支援機関確認書)
- ⑦従業員への賃上げ方針の表明を証する書類
- ⑧リース契約見積書
- ⑨軽減計算書

### ■認定変更申請に必要な書類

既に提出した計画の変更を行う事業者の方は、以下の⑩⑪及び②⑤をご提出ください。なお、固定資産税の特例(償却資産)の届出を行う先端設備等は⑥、賃上げ方針を変更する場合は⑦(※)、所有権移転外リース契約により設備を導入される場合は⑧⑨もご提出ください。

- ⑩先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書
- ⑪旧先端設備等導入計画の表紙部分の写し

(注) 法人名称の変更など認定の基準となる労働生産性に影響を及ぼさない場合については②⑥は不要です。

※新規申請時に賃上げ方針が位置付けられているものに限り、変更申請時に賃上げ方針の変更が可能となり、当該賃上げ方針の内容に応じた特例率が適用されます。

## 申請・問合せ先

堺市 産業振興局 産業戦略部 産業成長推進課 投資促進係

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7629 FAX 072-228-8816



先端設備 HP

# 先端設備等導入計画の認定を受けた設備等に対する固定資産税の特例について

中小企業経営強化法において、市の導入促進基本計画に基づく先端設備等導入計画を策定し、市の認定を受けた中小事業者等の設備投資に対する固定資産税（償却資産）に特例が適用されます。

## 1 固定資産税（償却資産）の特例について

|       |   |
|-------|---|
| 対象者   | 資本金額もしくは出資金額 1 億円以下の法人、従業員数 1,000 人以下の個人事業主等（大企業の子会社を除く）  |
| 対象資産  | 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる下記の設備等<br>【資産の種類（最低取得価格）】<br>●機械装置（160万円以上）<br>●測定工具及び検査工具（30万円以上）<br>●器具及び備品（30万円以上）<br>●建物附属設備（※）（60万円以上）<br>※ 建物附属設備については、償却資産として課税されるものに限る。  |
| その他要件 | ・商品の生産もしくは販売又は役務の提供の用に直接供されるものであること<br>・中古資産でないこと<br>・先端設備等導入計画に記載された資産であること  |
| 特例措置  | 計画認定日から令和9年3月31日までに取得した上記要件を満たす資産について、固定資産税の課税標準を、取得の翌年度分から以下のとおり軽減します。<br>従業員に対する給与等の総額を以下のとおり増加させる方針を策定し、従業員に表明した場合<br>①3年間・2分の1 ⇒ 従業員に対する給与等の総額を1.5%以上増加させる方針を策定し、従業員に表明した場合<br>②5年間・4分の1 ⇒ 従業員に対する給与等の総額を3.0%以上増加させる方針を策定し、従業員に表明した場合 |

## 2 申請方法について

本特例の適用を受けるには、以下の書類を提出してください。

### 【産業成長推進課へ提出する書類】（先端設備等導入計画認定申請書類に添付）

- (1)先端設備等に係る投資計画に関する確認書（認定支援機関確認書）
- (2)従業員への賃上げ方針の表明を証する書類（従業員への賃上げ方針を表明した場合のみ）

### 【固定資産税課へ提出する書類】

- (1)課税標準特例該当資産届出書（堺市様式）
  - ・様式は堺市ホームページからダウンロードしてください。
  - ・1月31日までに下記まで償却資産申告書と合わせて郵送もしくは窓口にて提出してください。

#### ◆お問い合わせ先◆

堺市 市税事務所 固定資産税課 償却資産係  
堺市北区百舌鳥赤畑町 1 丁 3 番地 1（三国ヶ丘庁舎3階）  
Tel 072-231-9765 FAX 072-251-5633

